

CLAYTON UTZ

CLAYTON UTZ

# 豪州法における製造物責任リスクへの対応

Hiroyuki Kano

Amanda Turnill

Greg Williams

26 May 2010

© Clayton Utz

# はじめに

1. 製造物責任リスクのある会社を想定した事例研究
2. 日本法との比較における豪州の一般的な製造物責任事例の進行
3. どのように製品回収を行うべきか — 製品への異物混入にどう対応すべきか？
4. 豪州連邦消費者保護法案について

CLAYTON UTZ

# 豪州法における製造物責任リスクへの対応

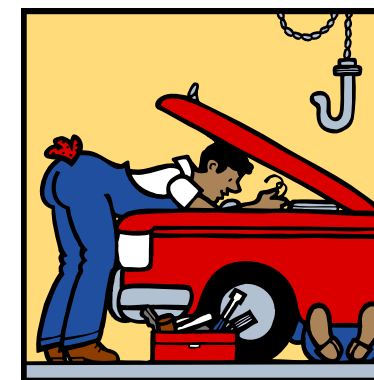
日本法との比較における豪州の一般的な製造物責任事例の進行

# 豪州の司法制度- 概要

- 連邦制度
- コモンロー(判例法)体系の国
- 法源
- 連邦裁判所制度と裁判所の階層
- 当事者主義制度

# 豪州の製造物責任訴訟

- どのような場合に製造物責任の主張が可能か？
- 製造物責任訴訟では、製品から発生した傷害、損失や損害の賠償を請求
- 製品から発生した損害について、設計者、製造業者、卸売業者及び小売業者の責任を規律
- どんな種類の製品が対象か？

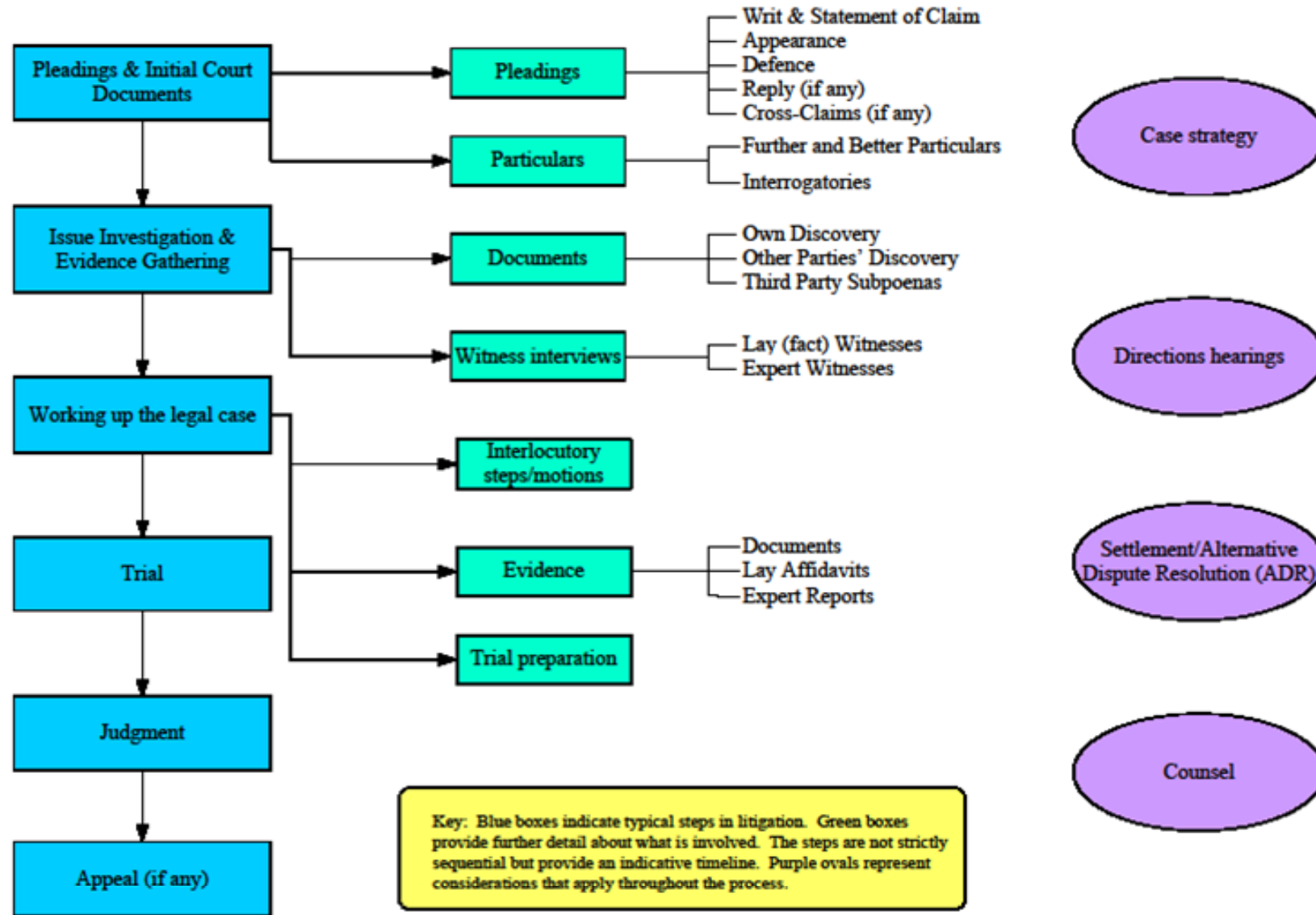


# 豪州の製造物責任訴訟

- 豪州では民事責任の3種の請求原因があり得る
  - 契約
  - 過失
  - 取引慣行法(TPA)違反
- 通常、損害賠償・補償の支払命令、宣言、特定履行を求める



# 訴訟の主な段階



110216707.2





## 訴訟手続の概要

- 訴訟手続は**訴状**で始まる
- 裁判所に提出され、全ての当事者に送達
- 被告は**出頭**をしなければならない
- その管轄裁判所に出頭するか または
- 送達を無効にする手続をとる

# 防御と訴訟管理のプロセス

- 被告は訴状記載の主張に対し、**答弁書**を提出して答弁しなければならない
- **主張**: 訴状、答弁書、答弁書への反論などをまとめて指す
- 裁判所の訴訟管理への関与は**進行方針を指示する期日**を通じて行われる



# 裁判前にどのように情報収集を行うべきか？



- より詳細な事実関係
- 質問手続
- 証拠開示手続
  - 電子証拠開示:
    - 伝統的な証拠開示
    - 電子文書の管理・取扱い

# 当事者以外からどのように情報を得るか？

- **召喚状**で情報、書類または裁判所への出頭を求める
- 2種の召喚状
  - ・ 書類の請求
  - ・ 証拠の請求
- 裁判所に対する侮辱





## 証拠

### 非専門家（事実）

- 証人からの証言
- 証言録取書または宣誓供述書
- 裁判所での口頭の証言

### 専門家

- 専門的知識を持つ
- 独立した意見
- 裁判所に対して負う優越した義務



## どのように訴訟は解決されるか？

- 和解申込み？
- 裁判外紛争解決手続
- 裁判・判決へ進む
  - 一般に、陪審員ではなく裁判官による
  - 判決書
- 控訴



# 製造物責任の請求原因は？



## 契約

- 有効な契約
  - 法的関係を作る意図
  - 契約条項の当事者の明示または黙示の合意
  - 十分な対価関係
- 契約違反
- 違反により原告が被った損害

## 不法行為- 過失

- 被告が原告に負う注意義務
- 法の要求する注意義務の基準を充たさないことによる注意義務違反
- 違反により原告が被った損害

# 請求原因: 取引慣行法 (TPA)



- 消費者保護及び独占禁止法
- 関係条文:
  - 52条及び53条: 誤認を招く・欺まんの行為及び虚偽表示
  - 第5章第2部: 消費者に対する商品供給契約について法定保証を読み込む
  - 第5章第2A部: 法定保証の違反により生じた消費者に生じた損害に対する製造業者の責任
  - 第5A章: 欠陥品により発生した損失に対する製造業者の責任



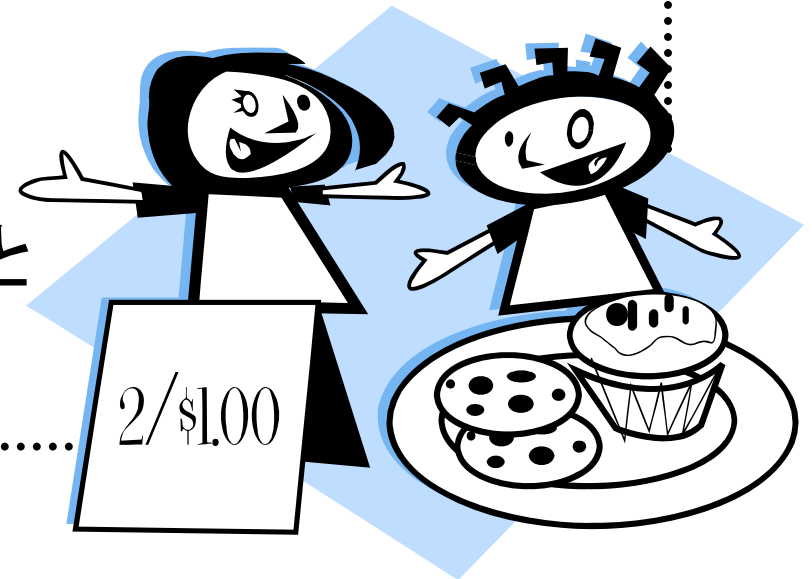
## コモンローによる請求 - 過失

- 製造業者や販売業者が注意義務を果たしていたかどうかを判断するに際し、裁判所は、以下を考慮:
  - 危険の重大性
  - 事故発生 of 蓋然性
  - 事故結果の重大性
  - 危険回避行為の実現可能性
- 違反は客観的に評価
- 製品が想定どおりに使用され傷害が回避されるよう合理的な注意を払うべき製造業者の義務



# コモンローの請求 - 契約

- 英国の *Sales of Goods Act 1894* (物品販売法) に基づく黙示の条項
- 黙示の条項には購入された商品についての以下の保証を含む:
  - 商品性のある品質であること
  - 特定の目的に適合していること



# TPA: 誤認を招く行為及び欺まんの行為による責任

- 取引慣行法 (TPA) 52条:
  - *会社は、取引及び商業において、誤認を招きまたは欺まんの行為またはその可能性のある行為を行ってはならない*
- 会社の活動のあらゆる側面に適用
- 行動規範を設定

## TPA: 誤認を招く行為及び欺まんの行為による責任

- 補填的損害賠償による救済が最も一般的
- 通常は(明示または黙示の)虚偽表示の事例
- 沈黙も違反となる可能性あり
- 不十分な警告の事例
- 現在は個人の傷害の事例では主張できない

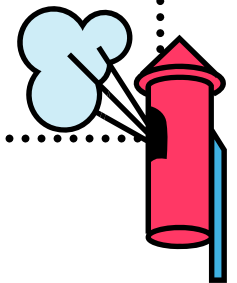
## TPA第5章第2A部：黙示の保証

- 製造業者に対して消費者への直接の責任を負わせることにより、欠陥製品により損失や損害を被った消費者に対して適切な救済を与える目的
- 消費者向け商品の使用や消費によって消費者が被った損失や損害の主張に限定



## TPA第5章第2A部：黙示の保証

- 「消費者向け商品」: 4万豪ドル以下の商品、または、4万豪ドル以上の商品の場合には *個人* や *家庭* での *使用消費* に *通常購入* される種類の商品
- 責任は製造業者に向けられる
- 「製造」には栽培、抽出、生産、加工、組立など何でも含まれる



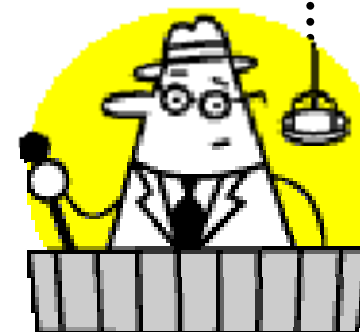
# TPA第5章第2A部：黙示の保証

- 特に、次の場合に会社は商品の製造業者とみなされる:
  - 商品の製造
  - 製造業者としての商品の供給
  - 商品への商号・ブランドの記載
  - 会社の商品としての販売促進活動の許可
  - 実際の製造業者が豪州に拠点を持たない場合の商品の輸入



# TPA第5章第2A部：黙示の保証

- 製造業者に対する次の商品の責任：
  - 説明書と一致しない商品
  - 商品性のない品質の商品
  - 見本と同等でない商品
  - 所定の目的に適合しない商品
  - 明示の保証に適合しない商品







## TPA第5A章: 欠陥商品

- 欠陥商品についての製造業者または輸入業者の責任を規定
- 製造物責任についての無過失責任制度を規定。欠陥製品によって傷害や財産損害を被った者は製造業者に対して補償を求める権利を有する
- 製造業者に対して故意や過失を証明する必要なし

## TPA第5A章: 欠陥商品

- 75AD条～75AG条: 死亡・傷害、他の商品への損害、土地建物への損害によって被った損失の補償を求める権利の付与(消費者であるか否かを問わない)
- 補償の程度を評価する裁判所は、損害を被った者の作為・不作為の損失に対する寄与度を考慮



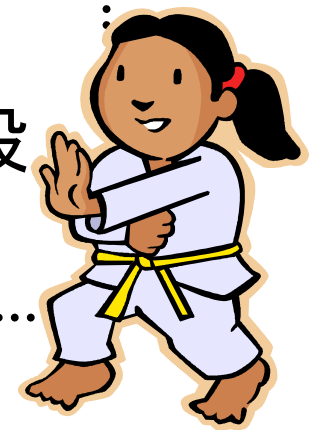
# TPA第5A章：欠陥商品とは何か？

- 通常人々が期待できる程度の安全性に達していない商品が欠陥商品
- 裁判所の判断要素：
  - 製品が販売される方法・目的
  - 包装の仕方
  - 標章等の使用
  - 取扱説明書や警告
  - 合理的に期待しうる措置
  - 製造業者が供給した時期



# TPA: 防御

- TPAに規定された特定の防御方法:
  - 商品が供給された際の欠陥の不存在
  - 義務的な標準規格に従ったことのみが欠陥の原因であること
  - 商品が供給された際の科学的または技術的知見の状況によっては欠陥を発見することができなかったこと
  - 部品について、部品の欠陥ではなく、完成品の設計に起因する欠陥であること



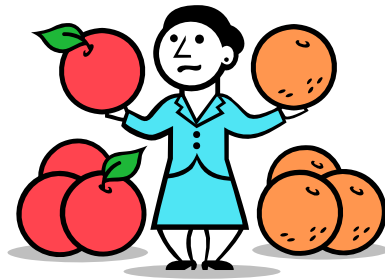
# 一般論：救済方法

- 損害賠償、補償、宣言、差止め、特定履行の命令など
- 豪州法における損害賠償請求の3つの手法
  - 契約、不法行為及びTPA82条の規定



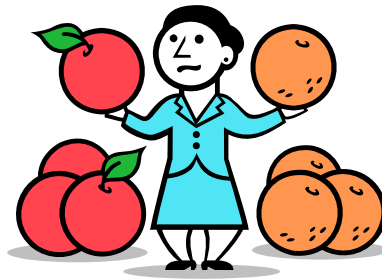
# 製造物責任の比較: 豪州と米国

- 豪州と米国の制度の多くの重要な違いが製造物責任訴訟の追行と結果に影響
- 情報収集:
  - 豪州では証言録取は裁判前には行われない
  - 豪州の制度は証拠開示に関してより負担が重い- 全ての書類について宣誓の上での証拠開示を義務付け



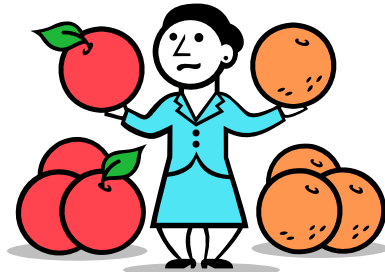
# 比較: 豪州対米国

- 陪審員:
  - 豪州では一般に民事手続は陪審ではなく裁判官により行われる
  - 実務上、連邦裁判所では陪審裁判を行えない
- 損害賠償:
  - 通常、米国よりはるかに低い金額
  - 懲罰的損害賠償はTPAに基づく請求では付与されず、また、近時多くの州の人身傷害のケースでも付与されない



# 比較: 豪州対米国

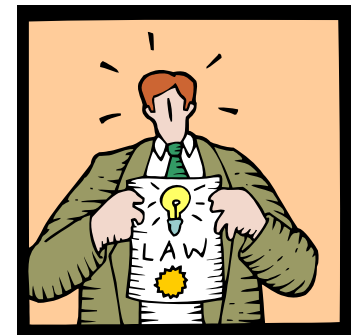
- 訴訟費用:
  - 豪州と米国では訴訟費用のルールについての重大な違いあり
  - 豪州では(英国のように)、敗訴した当事者が通常勝訴した当事者の訴訟費用を負担
- 集団訴訟の認証:
  - 豪州では、*米国と異なり*、認証手続は不要
  - 米国では開始前に集団訴訟は認証されることが必要





# 豪州及び国際標準規格

- 豪州及び国際標準規格は法が採用していない限り任意
- 例えば、European Machinery Directive (建設機械に関連) は各加盟国の法律に採用されている
- 豪州法により採用されている標準規格は遵守する必要あり(通常法律に組み込まれる)



# 豪州の規制のレベル

- 標準規格: 豪州の規制環境の1要素に過ぎない - 標準規格は最低要件
- 業界毎に義務あり - 法と標準規格が異なる
- 連邦では包括的なTPAが製造物の安全を規律。州では*Fair Trading Acts*などがこれに相当
- 標準規格に従うことは通常免責事由とならず、遵守したことが欠陥をもたらした場合に防御となるのみ

# 豪州の規制のレベル

- TPAに基づいて消費者保護告知が発せられる可能性あり
- ACCCが強制的な製品安全と製品情報基準のエンフォースメントを担当
- ACCCはTPAに基づいて危険と宣言された商品の供給を禁じることが可能
- 他の法律により業界標準規格に基づく義務が課せられる場合あり
- 一つの標準規格を遵守するだけでは不十分である場合あり

# 標準規格間の矛盾



- 一般に(常にではないが)豪州の標準規格は国際標準に準拠
- 変更は稀で、通常説明がなされる
- 標準規格の間に矛盾がある場合には、以下を検討すべき:
  - ・ 豪州の標準規格の序文が違いについての理由を記載しているかどうか
  - ・ 何らかの標準規格が豪州法に採用されているかどうか
  - ・ 何らかの標準規格を遵守すべきことが当事者間の契約に規定されているかどうか

CLAYTON UTZ

# 豪州法における製造物責任リスクへの対応

どのように製品回収を行うべきか ー 製品への  
異物混入にどう対応すべきか？

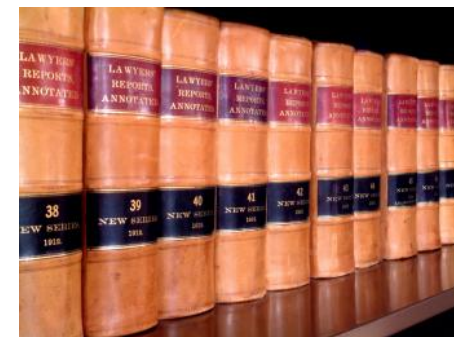


## 豪州における製品回収

- 多くの場合は自主回収
- 製品回収に関する統一的法律はなし
- 次の法律を参照
  - *Trade Practices Act (TPA)*
  - 各州の *Fair Trading Acts*
  - 過失責任法
- 業界の指針

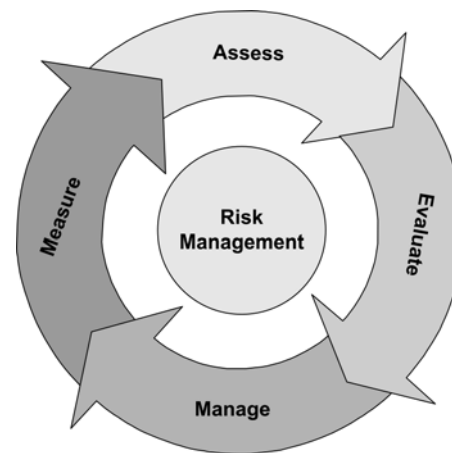
# 製品回収 - 消費者向け商品

- 製品安全及び製品情報に関するTPAの規定が全ての消費者向け製品に適用:
  - 自主回収の告知
  - 海外在住の消費者に対する告知
  - 危険な商品の強制回収
  - 政府による警告通知の発付
- *Fair Trading Acts* も同様の義務を付加



# 消費者向け商品の自主的回収における 規制当局に対する連絡

- 会社は、回収を行った後、規制当局に対し、傷害を与える可能性のある消費者向け商品の自主回収を行った旨を通知しなければならない
- 規制当局は、会社に対し、回収実施前に政府と協議するよう要請する場合あり





# いつ行動を起こすべきか？



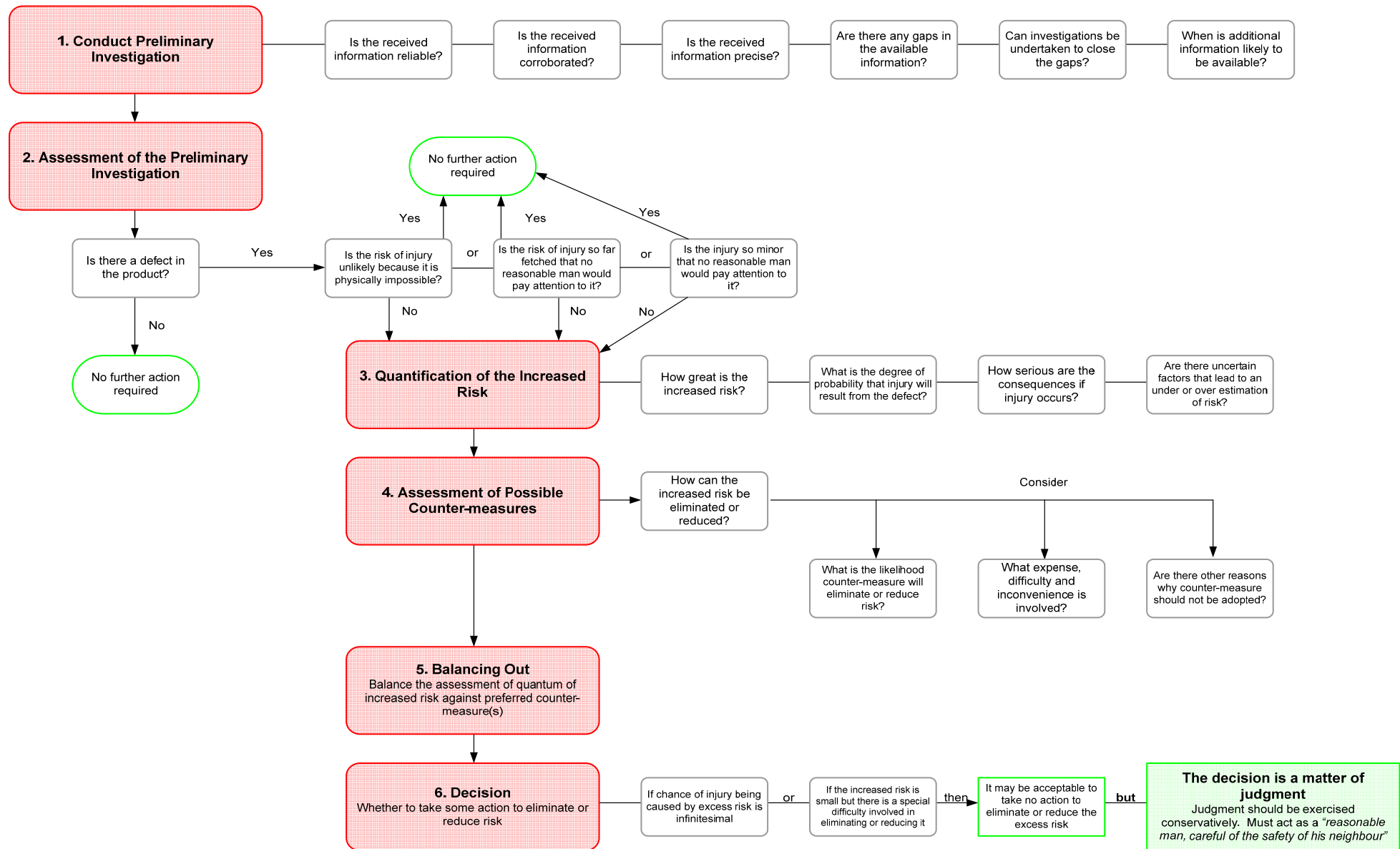
- 製造業者は、製品を供給するに際して傷害を避け、合理的に行動すべき義務を負う
- TPAは消費者向け商品のみ適用があり、(拘束力のない)とすべき措置についての指針を規定
- 法定の要件なしに、過失責任法がいつ回収が必要かを定める
- 過失責任法と業界指針は消費者向け商品でない商品にも適用

# いつ行動を起こすべきか？



- 各個別事例の判断が必要（法律問題ではなく事実問題）
- 製造業者は合理的に行動し、消費者の安全を考えなければならない
- 次の要素を見極める: 重大な危険性、発生可能性、費用、危険回避行動を採ることの困難性と不都合さ

## Product Recall Risk Assessment Procedure



# 取締役の責任(会社法)

- 回収を実施する決断は通常会社の経営陣すなわち取締役会によりなされる
- 会社の取締役は会社に対して合理的な注意を用いる義務と義務を遂行するに際して勤勉さを用いる義務を負う
- 取締役は、製造物安全の標準規格、製品回収及び傷害や損害を与える商品が販売・供給された場合の潜在的責任について認識しておかなければならない

# 誰に回収を通知すべきか？



- 回収される商品の種類による
- 一定の当局に通知するのは義務（例えば、TGA、TPAの要件における大臣、運輸省）
- 他の機関にも通知しておくことが賢明（例えば業界団体）
- 通知の期間制限は様々- TPAを遵守せよ
- 全ての規制当局に同時に通知すべき

# 製品回収告知の体裁



- 新聞に広告を出すことで回収を発表
- 広告文は所定のものあり
- 斜め点線の境界線に安全の三角印を付ける

# 回収した製品の廃棄

- 販売後の義務は廃棄や処分にも及ぶ
- 商品によっては厳格な指針の適用あり
- 自主回収対象の製品が返送される場合、返金するか交換品を提供すべき
- 強制回収の場合、製造業者は、修理、交換、または返金が可能



# 強制回収

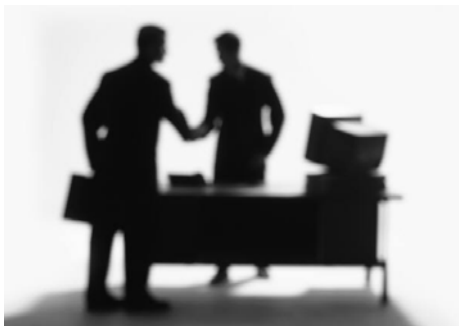
- 連邦政府は次の場合に強制回収を命令可能:
  - 供給者が十分な自主的行動をとらなかった場合
  - 商品に人体への傷害を及ぼす可能性がある場合
  - 商品が製品安全標準規格を遵守していない場合
  - 商品が危険商品命令の対象である場合



# 政府は製造物責任に疑義がある間に行動をとることができるか？

- Yes - 商品が安全上の理由により調査中であることの告知を公表できる
- 告知を公表する前に製造業者と協議する義務なし
- 商品が製品安全標準規格または情報基準を遵守していない場合には供給禁止が可能

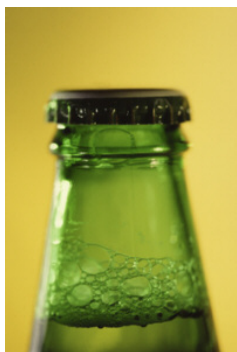




## 協議手続

- TPAは、警告通知または強制回収の前に協議手続が必要である旨を規定





## 製品に対する異物混入と強要

- ・ 次の3つの場合を除き、当局に対して異物混入（故意・事故を問わない）または強要について通知する一般的な義務はなし：
  - ・ NSW州では、the *Crimes Act* 1900
  - ・ QLD州では、the *Food Act* 2006
  - ・ 豪州全体では、the *Therapeutic Goods Act* 1989 (Cth)



# 製造過程の故意の異物混入

- 製造過程に故意になされた異物混入は製造業者の責任
- 商品が製造業者の管理を離れる際に通常人々が期待できる程度の安全性を有していない場合には、どのように混入が起きたとしても関係がない...



# 商品が製造業者の管理を離れた後の故意の異物混入

- 製造業者は、商品がその管理を離れた後の故意による異物混入を最小化するためにあらゆる合理的な手段を講ずることが期待されている
- 製造業者の管理を離れた後に発生した商品の故意の異物混入はTPAにおける防御となりうる
- 過失責任を免れるためには慎重なリスク管理が必要  
- 何が合理的か?



# 異物混入 - 消耗品（食品と飲料）

- TPAの下では、製品は、人々が通常期待できる程度の安全性を有していなければ欠陥
- 包装の仕方は判断材料
- 消耗品（食品と飲料）に対する高い基準
- 企業が異物混入と強要の脅威に立ち向かうのを支援するため業界指針が発展



# 異物混入- 非消耗品

- 商品が製造業者の管理を離れる際に人々が合理的に期待できる程度の安全性を有していない場合、その製造業者は責任を負う
- 製造過程における故意の異物混入はその製造業者の責任
- 一度商品が製造業者の管理を離れば、防御がある



# 異物混入

- 異物混入(故意・事故を問わない)の疑いある場合には常に警察に通報すべき
- 故意の異物混入は犯罪
- 異物混入(故意・事故を問わない)が発生した場合には製品回収を実施すべき





CLAYTON UTZ

# 豪州法における製造物責任リスクへの対応

豪州連邦消費者保護法案について

# 新たな未開拓分野: 豪州消費者法

- 消費者法の改革 - 政府の政治課題の中でも高い優先度
- 結果: 豪州消費者法
- 2011年1月までに完了予定
- この改革の内容は法的義務とエンフォースメントの枠組みの双方に影響あり





## ACL改革: 誰に影響するか?

- **Q:** 誰がACLを知っておく必要があるか?
- **A:** 豪州の市場に対して消費者向け商品や製品関連サービスを供給するすべての企業
- **Q:** なぜ?
- **A:**
  1. 製品の供給禁止と回収実施のための強化された権限
  2. 新たな強制報告義務
  3. 規制当局の強化されたエンフォースメント手段



## ACL 改革- なぜ？ どうやって？

- なぜ？

- 法律の調和 - 9つの法律を1つに
- 既存の製品安全規定は約25年間改正されていない

- どうやって？

- 適用法アプローチ（各州が適用法を立法）→連邦政府を主導的立法者に
- 連邦議会の2つの法律
- 1つ目は既に成立（ACL 1）し、二つ目は審議中（ACL 2）

# ACL 1

- *Trade Practices Amendment (Australian Consumer Law) Act 2010 (Cth)* が近時連邦議会を通過
- 主な規定:
  - ・ ACLを設置
  - ・ 不公正な契約条項法制を導入
  - ・ ACCCに新たなエンフォースメント権限を付与
  - ・ 新たな消費者の救済方法を創設

# ACL 2

- *Trade Practices Amendment (Australian Consumer Law) Bill (No 2) 2010* 近時議会に提出される
- 次の分野の改革案:
  - ・ 回収及び販売禁止
  - ・ 強制報告制度
  - ・ 情報基準
  - ・ 虚偽及び誤認を招く表示

# 重要な改正 1 - 回収及び供給禁止

- 製品供給禁止及び強制回収権限の拡充
- 検討すべき重要な改正 - 合理的に予見できる使用方法(可能性ある誤用を含む)を根拠に回収と供給禁止を行うことが可能に
- 供給者が発見できない場合における政府の新たな回収権限
- ACCCの製品安全部門による見直し

## 重要な改正 2 - 強制報告制度

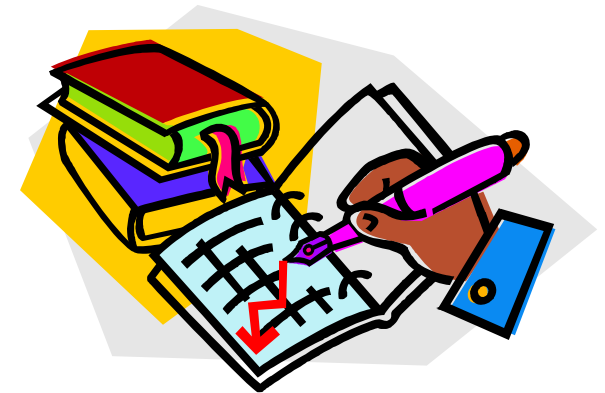
- 現行法では報告は回収の判断がなされた場合のみ必要
- 新たな規定では、供給者は、死亡、重大な傷害・病気に**関連する**製品やサービスを報告する義務あり
- 報告は2日以内に大臣に対して行う
- 違反に対する罰則
- 事故が起きてから行動する義務で、先回りして行動する義務ではない





## 重要な改正 2 - 強制報告制度

- 報告内容を実証する義務なし
- 製品に責任があることまたは製品が原因に寄与していることなどを認める義務なし
- 論点:
  - 定義
  - 提案されている例外の限度が不明確



# 重要な改正 3- エンフォースメントの枠組み

- ACCCに新たなエンフォースメントの手段:
  - 民事制裁金
  - 資格剥奪命令
  - 実証命令
  - 個人に対する侵害通知
  - 公表される警告通知



最後に

[www.claytonutz.com](http://www.claytonutz.com)